

第二期千代田区立図書館出版関連資料コレクション構築方針

24 千千図指発第 5 号

千代田図書館長決定

平成 27 年 11 月 13 日改訂

1 基本方針

出版関連機関及び出版物が集積する千代田区の特性を生かし、出版界及び読書・出版に関心のある個人の調査研究とその成果の普及啓発を目的として、千代田図書館に出版関連資料のコレクションを構築する。

2 コレクション対象

(1) 下記を主題とする一般図書、逐次刊行物、文献目録類

- ①出版事業、出版社、編集等出版活動
- ②取次、書店、古書店等出版物の流通・販売
- ③出版関係者評伝等
- ④印刷、製本、修復等出版関連活動
- ⑤ジャーナリズム、マスメディア等
- ⑥読書環境
- ⑦情報リテラシー等
- ⑧著作権問題
- ⑨図書館史
- ⑩出版科学
- ⑪出版検閲

(2) 内務省委託本をはじめとする、戦前期日本における出版検閲の痕跡が残る資料

(3) 古書販売目録類

(4) 一橋・駿河台図書館業務資料

(5) その他出版活動に深く関わる出版物

3 構築対象期間

第二期を平成 24 年度～28 年度の 5 年間とし、平成 29 年度以降は改めて計画を策定する。

4 コレクションの活用

収集資料については、出版関係者や研究者の調査研究に資するとともに、展示等を通じて広く社会的関心を高め、その積極的な活用を図る。

5 コレクション構築に必要な措置

資料費から特定の購入予算を確保するとともに、千代田図書館に適切な担当者を恒常的に置く（兼任可）。また、必要に応じた研修会等を開催し、有識者の専門的助言を得るものとする。

付則

この方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この方針は、平成 27 年 11 月 13 日から施行する。